

## 軽自動車の手続き



### ●軽自動車の廃車・名義変更について

軽自動車税は、4月1日現在で所有している軽自動車など（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）に対して、その所有者に課税されます。そのため、平成23年3月末までに廃車・名義変更の手続きをすると、平成23年度軽自動車税は課税されません。今後使用する予定のない軽自動車などの廃車、名義変更手続きは3月中にお済ませください。

### ●車両の種類と手続き場所

▼原動機付自転車（125CC以下のバイク）  
及び小型特殊自動車（農耕用を含む）

…町役場税務出納課（4番受付）

税務出納課町民税係（☎85-6132）

▼軽二輪（126～250CC未満のバイク）及び  
軽三輪及び軽四輪

…最寄りの軽自動車協会

（長井の西置賜自動車会館など）

西置賜自動車会館（☎84-1327）

▼二輪の小型自動車（250CC以上のバイク）  
及び旧大型特殊（農耕用）

…最寄りの運輸局・運輸支局

（山形市の東北運輸局山形運輸支局など）

山形運輸支局（☎023-686-4711）

西置賜自動車会館（☎84-1327）

※持参するものなど詳しくは、お問い合わせください。

### ●軽自動車税の減免について

身体などに障がいのあるかたの軽自動車税の減免は毎年申請が必要です。23年度の申請期間は、納付書発送後から5月24日（納期限の7日前）までです。

※障がいの種類や等級により該当にならない場合もありますので、詳しくは税務出納課町民税係までお問い合わせください。

申請の際にお持ちいただくもの

- ①身体障害者手帳
- ②免許証
- ③軽自動車税の納付書
- ④印鑑

問い合わせ  
税務出納課 町民税係  
☎85-6132

## 水道事業からのお知らせ

転出、転入の季節です！

水道使用に関する届出をお忘れなく！

次のような場合は、建設水道課水道係に届出が必要になります。

- 引越などにより水道を使い始めるとき、または止めるとき
- 水道の所有者、使用者が変わるとき
- 納入通知書等の送付先が変わるとき
- 長期間にわたって水道を使用しないとき（使用中止及び使用再開）

### ■問い合わせ

建設水道課水道係（☎85-6137）

## テレビについて大切なお知らせ

2011年7月までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了します。

それまでに、あなたのテレビを「地上デジタル放送」（地デジ）対応にかえていただく必要があります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

### ○地デジを見るには？

- ①新しくテレビを買いかえる人は  
→「地上デジタルテレビ」と指定して買しましょう。
- ②今までのテレビを引き続き使いたい人は  
→お手持ちのテレビに「地上デジタルチューナー」をつけましょう。

### ■地デジに関する問い合わせ

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター（☎0570-07-0101）